

Convi.BASE クラウドサービス利用規約

株式会社コンビベース

第1章 目的、定義

第1条（目的）

- この利用規約（以下「利用規約」という）は、株式会社コンビベース（以下「当社」という）が提供する本サービス（次条において定義します。）に関する当社と契約者（次条において定義します。）との間の権利義務関係を定めることを目的とします。
- 利用契約書や利用申込書の記載内容と利用規約とが異なる場合、利用規約の規定が優先して適用されるものとします。ただし、利用契約書や利用申込書で利用規約を適用しない旨を明文で表示して利用規約と異なる規定が定められた場合には、利用契約書や利用申込書の規定が適用されるものとします。

第2条（定義）

利用規約においては、次の各号の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 「本サービス」とは、利用規約に基づき、当社が契約者に提供する、別紙Aに記載するサービスをいいます。
- 「契約者」とは、本サービスの提供を受けるために利用契約を当社と締結した法人又は自然人をいいます。契約者は利用規約を遵守するものとします。
- 「利用契約」とは、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。本サービスの提供を受けようとする者と当社販売パートナーとの間で本サービスを利用する契約を締結し、当社が当該本サービスの提供を受けようとする者に対して利用申込書を交付した場合には、当社と当該本サービスの提供を受けようとする者との間で利用契約が締結されたものとみなします。
- 「当社販売パートナー」とは、利用契約の締結に際して当社の販売店又は仲介者となった者をいいます。
- 「利用契約等」とは、利用契約および利用規約を総称したものをいいます。
- 「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社または当社が委託する第三者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備および本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- 「消費税等」とは、消費税法および同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課をいいます。
- 「メンバー」とは、利用契約に基づいて、契約者から本サービスにアクセスする権限を与えられた契約者の役員、従業員、契約社員、業務受託者その他の者をいう。
- 「ユーザーID」（単に「ID」ということもあります）とは、メンバーとその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。
- 「パスワード」とは、ユーザーIDと組み合わせて、メンバーとその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。
- 「第三者サービス」とは、当社以外の第三者により開発、提供および維持され、当社と当該第三者との間の契約に基づき提供されているサービス（「第三者サービス」の提供者を「第三提供者」といいます。）であって、利用規約に基づいて契約者へ提供される本サービスに含まれるものといたします。

第2章 契約の締結等

第3条（利用契約の締結）

利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の「Convi.BASE クラウドサービス利用申込書」（以下「利用申込書」とする）を当社に提出する方法により成立するものとします。利用申込書が電子ファイル、FAX又は紙の形式のいずれの場合も、利用申込書を当社が受領した日を「利用申込書受領日」とします。ただし当社は、当社独自の判断で利用申込者による本サービスの利用が不適切と判断した場合には、利用申込書受領日から当社の5営業日以内に書面またはメールで利用契約の不成立を通知するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、利用規約の内容を承諾の上、利用申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が利用申込を行った時点で、利用規約の内容を承

諾しているものとみなされるものとします。

第4条（変更通知）

- 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込の内容に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。
- 契約者は、当社に通知した利用責任者を変更する場合には、当社の定める方法により事前に通知するものとします。
- 当社は、契約者が前二項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第3章 サービス

第5条（本サービスの種類と内容）

- 当社が提供する本サービスの種類およびその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、本サービスの管理画面上で表示される情報に基づいて定めるものとします。
- 当社は、本サービスの種類およびその内容を変更することがあります。契約者は、当該サービスの種類およびその内容の変更があることをあらかじめ了承するものとし、本サービスの種類および内容は、変更後の内容となるものとします。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、第35条に定める利用規約の変更と同等の方法によって契約者に通知するものとします。
- 契約者は、利用契約等に基づいて、自己の利益のために本サービスを利用ができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。本サービスに関する知的財産権は、当社または当社への権利許諾者に帰属するものとします。契約者は、当社または当社への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとします。

第6条（本サービスの提供区域）

- 本サービスの提供区域は、特別に承諾を得た場合を除き、日本国内に限定されるものとします。
- 前項に関わらず、契約者が当社の定める所定の方法により日本国外での利用承諾を申請し、当社が独自の判断で利用を承諾した場合は、当社が利用を承諾した条件及び範囲で、日本国外でも利用できるものとします。

第7条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて日本国内又は日本国外の第三者に再委託することができるものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第20条（秘密情報の取り扱い）および第21条（個人情報の取り扱い）のほか利用契約等に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第4章 利用料金

第8条（本サービスの利用料金および算定方法等）

- 本サービスの利用料金および算定方法等は、注文請求書に定めるとおりとします。
- 当社は、本サービスの利用料金および算定方法等を、変更することができます。このとき、契約者は、利用料金および算定方法の変更があることをあらかじめ了承するものとし、本サービスの利用料金は、当該変更後の内容となるものとします。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、第35条に定める利用規約の変更と同等の方法によって契約者に通知するものとします。

第9条（利用料金の支払義務）

- 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）について、前条に定める本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第25条（一時的な中断および提供停止）第3項に従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 利用期間において、第25条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中止、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払義務を免れないものとします。ただし、本サービスの利用について専ら当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

第 10 条（利用料金の支払方法）

- 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税等を、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
- 契約者と金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（遅延利息）

- 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6% の利率（365 日換算）で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。
- 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 12 条（販売パートナー経由の申し込みの場合）

契約者は、前四条の規定に関わらず、当社販売パートナーが販売店となって契約した場合には、当社販売パートナーの定める利用料金および支払い条件に従うものとします。

第 5 章 契約者の義務等

第 13 条（自己責任の原則）

- 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第 14 条（利用責任者）

契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、当社が定める所定の書式により当社に通知するものとし、本サービスの契約に関する当社との連絡・確認等は、利用責任者を通じて行うものとします。

第 15 条（本サービス利用のための設備設定・維持）

- 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。
- 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
- 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うものとします。

第 16 条（ユーザーID およびパスワード）

- 契約者は、メンバーを選任して、各メンバーに固有のユーザーID およびパスワードを設定するものとします。契約者およびメンバーは、ユーザーID およびパスワードを第三者に開示、貸与、名義変更、売買、質入、共有等をしないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザーID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合であっても、当社及び当社販売パートナーは一切の責任を負わないものとします。契約者が設定したユーザーID およびパスワードによる本サービスの利用その他の行為は、全て契約者による行為とみなすものとします。
- 第三者が契約者のユーザーID およびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社又は当社販売パートナーが損害を被った場合、契約者は当社及び当社販売パートナーに対しかかる損害を賠償するものとします。ただし、専ら当社又は当社販売パートナーの故意又は過失によりユーザーID およびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第 17 条（バックアップ）

契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、かかるデータ等の保管、保存、バックアップ等は、契約者が自らの責任において行うものとし、当社及び当社販売パートナーはかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第18条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとします。
 - (1)当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3)当社の事前の承諾なく、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4)当社の事前の承諾なく、第三者の利益のために本サービスを利用する行為
 - (5)利用契約で定められたユーザーライセンス数を超える数のユーザーIDを設定する行為
 - (6)法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (7)他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (8)詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (9)わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (10)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (11)第三者になりますとして本サービスを利用する行為
 - (12)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (13)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (14)第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (15)ネットワーク又はシステム等に故意に過度な負担をかける行為
 - (16)データや情報を不正に傍受または収集する行為
 - (17)虚偽の情報、誤った情報、または不正確な情報を送信または掲載する行為
 - (18)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 前項第(3)号乃至第(4)号の定めにかかわらず、契約者は、当社の所定の方法をもって事前に当社に通知し、かつ、当社の承諾を得ることにより、自己の子会社（当該子会社がその過半数の株式を有する子会社を含みます。以下本文において同じ。）又は自己の親会社若しくは当該親会社の子会社（以下これらを総称して「自己の子会社等」といいます。）に対して本サービスを利用させ又は当該自己の子会社等の利益のために本サービスを利用できるものとします。
3. 前項第(3)号乃至第(4)号の定めにかかわらず、契約者は、当社所定の方法をもって事前に当社に通知し、かつ、当社の承諾の得ることにより、自己の利用契約について、特定の一つの会社に対して本サービスを利用させ又は当該会社の利益のために本サービスを利用できるものとします。
4. 契約者は、第1項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
5. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものである、又は、契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であると判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。当社は本サービスの提供の一時停止、関連情報又はコンテンツの削除、訂正、破棄、毀損、保存もしくはバックアップの失敗に関連して契約者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報を（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。
6. 契約者が第1項(5)号に違反してユーザーライセンス数を超えるユーザーIDを設定した場合には、当社は実際に設定されたユーザーIDの数に基づいて算定される利用料金を契約者に請求できるものとします。なお、この利用料金の請求によって第30条（当社からの利用契約の解除）による解除が妨げられるものではありません。
7. 契約者は、本条第2項および第3項に定める第三者に対して本サービスを利用させる場合、自己の責任において、当該第三者に利用規約を遵守させるものとします。なお、当該第三者の行為は、すべて契約者の行為とみなされるものとします。

第6章 当社の義務等

第19条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者および当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第20条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第7条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、資料等（本条第4項に基づき複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、利用契約終了後、2年間有効に存続するものとします。

第21条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（以下、「個人情報」といい、平成15年5月30日法律第57号個人情報の保護に関する法律第2条第1項規定のとおりとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

第22条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して

負う損害賠償責任の範囲は、専ら当社の責に帰すべき事由により又は専ら当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は損害発生の直接の原因となった当該本サービスに係わる料金の月額料金（3か月分）を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には、契約者が第19条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社及び当社販売パートナーは、一切損害賠償責任を負わないものとします。

2. 本条の規定の全部または一部に法令の規定に基づき効力を認められない部分があったとしても、法令に基づき許される最大限の免責範囲が適用されるものとします。

第23条（免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社および当社販売パートナーは、以下の各号の事由（但しこれらに限られないものとする。）により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

- (1)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2)契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3)本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4)当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6)当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7)本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)およびデータベースに起因して発生した損害
 - (8)本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9)電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11)その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社及び当社販売パートナーは、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第24条（サービスレベル）

1. 当社は、別紙A記載の「サービスレベル」（以下「サービスレベル」といいます。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
2. 当社は、サービスレベルを隨時変更することがあります。なお、この場合には、サービスレベルの内容は、変更後の新サービスレベルを適用するものとします。
3. 当社は、前項の変更を行う場合は、第35条に定める利用規約の変更と同等の方法によって、変更後の新サービスレベルの内容を契約者に通知するものとします。
4. サービスレベルは、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベルに記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
5. サービスレベル指標は、利用契約等で除外されている一切のサービスおよび免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

第9章 利用期間、契約の終了等

第25条（一時的な中断および提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1)本サービス用設備等の故障等による場合

(2)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合

(3)その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、中断予定日の 14 日前までに契約者に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、契約者が第 30 条（当社からの利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社及び当社販売パートナーは、前三項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等その他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 26 条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用申込書に記載された利用開始予定日から開始し、第 28 条に定める解約、第 30 条若しくは第 31 条第 2 項に定める解除又は第 32 条に定めるサービス廃止のときに終了するものとします。

第 27 条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、試用期間を除き、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月とします。
2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第 28 条（契約者からの利用契約の解約）に従うこととに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額およびその消費税相当額を一括して当社又は当社販売パートナーに支払うものとします。

第 28 条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、解約希望月の 10 日（当該月の 10 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日の場合は翌営業日）までに当社が定める方法により当社に解約申込書を提出し、解約申込書が電子ファイル、FAX 又は紙の形式のいずれの場合も、解約申込書を当社が受領した日から 5 日以内に当社が契約者に対して解約請書を交付した場合には、解約希望月の末日をもって利用契約を中途解約することができるものとします。なお、解約申込書を当社が受領した日が解約希望月の 11 日以降であるときには、解約申込書を当社が受領した日から 5 日以内に当社が契約者に対して解約請書を交付した場合には、解約希望月の翌月の末日をもって利用契約を解約するものとします。解約申込書に解約希望月の記載がない場合には、解約申込書を当社が受領した日が 10 日以前の場合には、解約希望月を当月とみなし、解約申込書を当社が受領した日が 11 日以後の場合には、解約希望月を翌月とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。また、契約者が支払い済みの利用料金及びこれにかかる消費税等は第 32 条 2 項の場合を除き返金しないものとします。

第 29 条（契約者からの利用契約の休止申込）

1. 契約者は、休止希望月の 10 日（当該月の 10 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日の場合は翌営業日）までに当社が定める方法により当社に休止申込書を提出し、休止申込書が電子ファイル、FAX 又は紙の形式のいずれであるかにかかわらず、休止申込書を当社が受領した日から 5 日以内に当社が契約者に対して休止請書を交付した場合には、休止希望月の末日をもって利用契約を休止することができるものとします。なお、休止申込書を当社が受領した日が休止希望月の 11 日以降であるときには、休止申込書を当社が受領した日から 5 日以内に当社が契約者に対して休止請書を交付した場合には、休止希望月の翌月の末日をもって利用契約を休止するものとします。休止申込書に休止希望月の記載がない場合には、休止申込書を当社が受領した日が 10 日以前の場合には、休止希望月を当月とみなし、休止申込書を当社が受領した日が 11 日以後の場合には、休止希望月を翌月とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。また、契約者が支払い済みの利用料金及びこれにかかる消費税等は第 32 条 2 項の場合を除き返金しないものとします。
3. 当社は、契約者との利用契約が本条第 1 項の規定により休止している場合においても、本サービスに係るバージョンアップ（設定変更等を含む。）を行うことができるものとします。

第 30 条（当社からの利用契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
 - (1)手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (2)差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
 - (3)破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他の倒産手続き開始の申し立てがあったとき、又は、清算に入ったとき
 - (4)解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5)監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、転廃業しようとしたとき
 - (6)利用契約等に基づく債務を履行せず、当社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき

(7)当社への通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあったことが判明したとき

(8)その他利用契約等を遵守しないとき

2. 契約者は、前項各号の一に該当するときは、解除の有無を問わず、直ちに期限の利益を喪失するものとし、当社に対する未払いの金銭債務の全額を直ちに支払う義務を負うものとします。

第31条（反社会的勢力の排除等）

1. 契約者は、自らが行う一切の事業に関して、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。

(1)自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会的団体又は勢力（以下、「反社会的勢力」という）でないこと。

(2)自らが反社会的勢力でなかったこと。

(3)反社会的勢力を利用しないこと、及びこれに準ずる行為を行わないこと。

(4)反社会的勢力に資金提供を行わないこと、及びこれに準ずる行為を行わないこと。

(5)反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、及びこれらに準ずる行為を行わないこと。

(6)主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないこと。

2. 当社は、契約者が前項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3. 当社は、前項に基づき利用契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を契約者に請求できるものとします。

第32条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を中途解約することができるものとします。

(1)事前に第35条（利用規約の変更）に定める方法と同等の方法により契約者に通知した場合

(2)天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算（暦月による）にて契約者に返還するものとします。

3. 第1項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、前項に定めるものを除き、当社および当社販売パートナーは契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第33条（契約終了後の処理）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第10章 雜則

第34条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第35条（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約を隨時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約等の内容は、変更後の新利用

規約を適用するものとします。当社が、次項の通知において、変更後の新利用規約が変更前の事象にも遡及して適用される旨を通知した場合には、変更後の新利用規約は変更前の事象に遡及適用されるものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合には、変更予定日の 30 日前までに、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。
3. 前項の通知は、当社のホームページに掲載するとともに、利用責任者に電子メールで通知するものとします。
4. 第 2 項に関わらず、緊急を要するやむをえない理由がある場合には、変更後の新利用規約の内容及び緊急を要するやむを得ない理由を利用責任者に電子メールで通知することにより利用規約の緊急変更ができるものとします。この場合には、新利用規約は利用責任者に電子メールが到達してから 24 時間後から適用されるものとします。

第 36 条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡および担保提供してはならないものとします。

第 37 条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第 38 条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第 39 条（協議等）

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、誠実に協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとします。

付則

第 1 条（適用開始）

この利用規約は、2024 年 9 月 1 日から適用された Convi.BASE クラウドサービス利用規約を改訂したものであり、2025 年 12 月 1 日より適用されます。

2020 年 3 月 1 日 制定・施行

2023 年 8 月 1 日 改定

2023 年 11 月 1 日 改定

2024 年 9 月 1 日 改定

2025 年 3 月 1 日 改定

2025 年 8 月 1 日 改定

2025 年 12 月 1 日改定

別紙A

サービスの種類および内容は以下のとおりとします。

1. 本サービスの種類および内容

本サービスの種類および内容は以下のとおりとし、詳細は「当社が契約者に提供するマニュアル」によるものとします。

- (1) Convi.BASE クラウドサービス

2. 本サービス利用可能時間

24 時間、365 日（うるう年は 366 日、以下同様）

なお、第 25 条（一時的な中断および提供停止）に基づき、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

3. 導入支援サービス、教育サービス

当社より、別途有償での提供とします。

4. サポートサービス

当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下のとおりとします。

(1) 内容と種類

- 本サービスの利用方法に関する質問への回答および助言
- 本サービスの製品に関する質問への回答および助言

(2) 問い合わせ窓口およびサポート時間

<Web フォーム >	https://convibase.zendesk.com	24 時間 365 日受付 (FAQ もご覧いただけます)
<メール>	helpcenter@convibase.co.jp	24 時間 365 日受付
<TEL>	050-3196-5810	平日 09:30~17:00 (土・日・祝日および弊社指定の休日を除く)

5. サービスレベル

サービス提供時間帯:原則 24 時間 365 日。ただし、機器の保守ならびにソフトウェアのバージョンアップ等の作業のため、計画停止を行うことがあります。

サービス停止時間帯:止むを得ず停止する場合は、14 日前までにメールにて指定された連絡先に通知します（計画停止）。また、セキュリティ対応やシステム稼働に重要な影響がある場合は、事前に通知の上、緊急メンテナンスを行います。

障害通知時間帯:平日 9 時から 17 時 00 分（土・日・祝日および弊社指定の休日を除く）の場合、すみやかに指定された連絡先に通知します。それ以外の場合、翌営業日に通知します。

障害監視間隔:原則として 15 分ごとに、サーバ、ネットワーク機器、ストレージに対して生死監視を実施します。